- 1. 実施期間 平成30年10月10日から平成30年11月11日まで
- 2. 提出者数 24名
- 3. 提出された意見の内容等

項番	提出された意見
1	議員さんの中には「仕事」に活発でないように見受けられる人がいる。アウトカム
	が乏しい、アグレッシブな活動をしていない、もちろん支援者だけでなく市民に対
	しても、期末手当・報酬の維持の方針については、賛成できない。政務活動費の市
	民のご利益が見えない。評価の仕組みが必要。選挙で選ばれたことだけでは済まさ
	れないと思う。また議員定数の妥当性の根拠を明らかにしてほしい。横並びとか国 c+tro = t **********************************
	や都の基準準拠とかではなく。
2	民主主義の発展には議員の細かい活動が必須です。市民の人口に合わせて多くの立
	場の人が議論をつくして、市民の立場の市制が行われます。議員のこれ以上の削減
	は反対です。市民の意見を議会に届けるために!議員を削減して歳費を上げるより、
	政務調査費を上げて市民に市政を伝えてほしい。日常的に!選挙近くになって報告
	する人が多いです。
3	 議員報酬が月 49 万円(年 820 万円)なので、政務活動費の月 1 万円から 2 万円への増
	額は必要ないと思います。
4	
1	市議会、事務局の議会を少しでも良くして行こうとの取組、感謝します。
	これまでの15回に及ぶ議会特別委員会の財政検討部会での議論で以下の点が確認
	されたと聞き及んでいます。
	1 地域民主主義の担い手、住民の代表として、住民の意見が行政に反映されている
	か監視し、行政に政策提案していく役割
	2一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割
	3行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかはんだする役割
	4国など関係機関に、意見書を提出する役割
	5情報を公開する役割
	その役割をもとに、議員には憲法や地方自治法に定められた固有の機能があり、そ
	れを市民のために十分発揮させることを前提とする。このことに賛成いたします。
	でも、財政改革審議会答申や先日の意見書にある22名定数は20名に削減可能と
	いう財政論議の中で、定数の論議がされることに、強い危惧を抱きます。

- 議員定数を削減すれば、経費節減になる。 市も経費節減をしているのだから、 議会も行改の一環として削減すべきである。といったことなのでしょうが、議員定 数減少による経費削減と議会の監視機能、住民意思の反映等の両面を比較検討すべ きです。
- ○議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らす議論よりも、むしろ 議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするかの議論の方が大切です。
- 住民を代表して審議決定するのだから、全住民を代表するにふさわしい数が必要です。従って、少数精鋭よりもむしろ多数精鋭であるべきです。
- ○少数では、行政との「なれ合い」問題が起きやすくなります。
- ○選挙では、現職議員の強みが増し、若年層、女性などの進出が難しくなります。
- 各界各層の議員構成にはならず、議会が停滞する原因にもなります。
- こうしたマイナス要因と議会経費をはかりにかけると、議会経費の水準は、国立市の一般財源314億円に占める議会費の割合は、約3億円、1%に満たない金額です。決して多くありません。

1名の議員削減は、1000名の民意を切るといった見方もあります。今、議員定数の法律上の下限も上限もありませんが、廃止された上限規定では22名という水準は2万名以下の自治体、国立の水準では30名でした。その30名の議員を擁していた時期もあります。それが削減され現在の状態です。定数の水準もけして多くありません。

現在の国立市議会は全員が発言され、活発な議会が展開されています。

私は、これ以上の議員定数削減は望みません。"

5 議会改革に関する意見(とくに議員定数について)

議会改革に関し、一市民としての、私の意見を申し述べます。

本来市議会の役割は、市民の生活状態を把握し、市民の意見を聞き、これを市政に反映させることであると考えます。

現在の国立市政を見るとき、市民の意見が十分反映されているようには見えません。 都市計画、教育政策、社会福祉、社会保障などについて、多数の市民が不満を抱い ています。

こうした現状をもたらした原因が、すべて市議会にあると主張するつもりはありませんが、市議会の機能が十分果たされていないことにも大きな原因であると考えます。

どれくらいの市会議員が市民生活の現状を把握しているでしょうか。何人の市会議 員が市民の広い意見を聞いているでしょうか。私には極めて疑問に思えます。

市民の状態を知るための情報源としては、市役所各部局の資料に頼りきっているのではないでしょうか。もちろん市役所各部局による資料は大切なものですが、それ

に頼ってばかりいては、議会は市長の後追いしかできないでしょう。

市民の意見を知るためには、直接市民の中に入りその意見を聞く以外にないでしょう。私には、市会議員によるそのような意見聴取が十分行われているようには見えません。

極論すれば、市議会は市長と各部局の出した資料だけをみて、狭い議場の中で、僅か 20 数名の議論だけで結論を出しているように思えます。

議会を現状から脱却させるためには、様々な方策が必要でしょう。その中には少なくとも次のような方策が必要であると考えます。

【結論】

議員定数を十分な数に増やし、少なくとも現在の定数を減らさないことが必要です。 付言すれば、「議会改革の方向性」にみられるような常任委員会の必要議員数から 議員定数を定めることは、現在の委縮した議会運営を前提とする決め方であり、本 末転倒しているため私は賛成できません。

6 国立市議会が、地方自治法第1条による「民主的にして能率的な行政」を「住民の福祉の増進を図ることを基本として」進めようとするならば、「コメント募集中!」の「議会費のテーマ④」にある「議員定数を削減する」という方針は適切ではないと思います。

なぜならば、市民は、地方自治法第10条により、「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」を有しており、そのため市民一人ひとりの意見、要求を市議会は常に受け止め市民の権利を守らなくてはなりません。そのために、市議会議員は一人でも多く存在し、一人でも多くの市民と触れ合うことが最も大切だからです。この市民との触れ合いを重くみて、地方自治法第94条は特殊な場合のケースとみられますが、「議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる」ともしています。

また、かつて国立市の人口が今より少なかったにもかかわらず、30名の議員定数の場合もありました。市議会の費用は市の一般財源の1%程度であり、市民のもっとも大切な権利をまもる議会の存在は「費用の額」に代えがたい存在であることは、世の正論です。もし、国立市議会が予算の節約を論ずるのであれば、予算全体について検討される必要があると思います。また、現行定数22名が多すぎるという声は市民の中からは出ていないと思います。

以上の趣旨から、国立市議会は市民の権利を守るために、市民が許容する限り十分な数の市会議員を擁し、民主的な市政を築き上げる努力を行うことが必要であると考えます。

7 市民の声を反映して議会を運営していくためには、議員の定数を削減すべきではありません。

多様な意見や少数の意見を取り入れるために現在の 22 名の議員定数は是非維持していただきたいです。

8 議員定数削減について

選挙が近くなると、議員の削減を声高にさけんで、市民の味方のような議員がいらっしゃるが、それはちがうと思います。むしろ市民の声・思いを閉ざす事となります。税のつかい方を見直す事の方が重要です。

私はいまでも少ないように思います。少数の意見を大切にする国立であってほしい と思っています。

9 議会費の4テーマについて意見を申し上げます。国立市の議会費は29年度決算で2 億9千万円、約全体決算の1%となっています。この額が他市と比較して人口比な ど照らして検証する必要があります。

以下各項目毎に意見を述べます。

- ①政務活動費(1議員年間12万円)については議員が市民の要求実現等の活動の在り方を市民に知らせ意見を聞くことは当然の義務です。各議員の年間活動費(議会報告・視察・研修費等)予算を出す事の検討を望みます。現状の1万円は他市と比較して低いと聞いています。増額については検討が望まれます。
- ②議員報酬については現状額で各議員が納得であれば良しとします。
- ③期末手当について
- この制度自体が市民に知られていない。月報酬・ボーナス報酬(夏・冬)以外の手当は特別なこと以外は廃止すべきです。
- ④議員定数削減については反対です。
- 1) 議会の仕事は「安心して住みつづけられる街」をつくるために、市民の声を出来るだけ多くの方から行政に反映できる組織でなければなりません。①政務活動費が少ないと議会の声がありましたように、議員を削減すればますます市民の声が行政などに反映できない。市民の声を最小限におさえることになります。
- 2) 常任委員会を3から4常任委員会に戻すべきです。特に文教と民産を分離し教育・福祉関連の議題は市民生活に直接かかわる事で十分に時間をかけた議論を望みます。山梨学院大学の江藤俊昭教授も常任委員会の人数は7名から8名が適正で地方自治の民主主義を維持すると言われています。
- 3) 国立市議28人を望みます。議員定数削減でなく議員を増やし、市民の声と少数意見を尊重し行政に最大限反映できるのが議会の務めと思っています。
- 4) 議会費も増額が望まれます。(全体予算2%)

①賛成。現状では市民に対して十分な市政報告ができていない。 10 ②反対。一般市民に比べて月49万円は高額すぎる。普通の生活をしている人でな ければ、市民の生活を理解できない。増税が簡単に行われた。 ③定数削減は一長一短。 まず初めに、今回のパブコメのやり方に意見を申し上げます。パブコメの広報がな 11 されたのは11月5日発行の市議会だよりです。10日に市民説明会を行い、締切が 翌日11日とされています。(10月10日から始まっているとありましたが誰も知ら ないでしょう)。こんな非常識な超短期のスケジュールでは多くの市民は考える時間 がありません。私も時間の制約のために1項目しか意見を申し上げられません。締 切期限の大幅な延長を要望します。応募数が少なければパブコメは実施しなかった との総括として下さい。我が国立市議会が世間の笑い者にならないようにして下さ V10 次に、議会費のテーマ4の議会定数に関して意見を申し上げます。定数削減が検討 されているようですが、議会費の削減を目的とするだけなら本末転倒です。直接民 主制に代わるものとして代議制が採用されているわけですが、市民の多様な意見を 汲み上げるシステムを提示することなく、また代議制の本質を語ることなく、ただ ただ定数を削減するというのは、民主主義の後退になります。議会費を抑制したい のなら議員報酬関係費(例えば役職加算なる意味不明な手当等)をカットすれば良い だけの話です。子供にも分かる簡単な話です。そういう本質論が欠けた現状での定 数削減には強く反対します。 (なお、少し汚い言葉を使うことをお許しいただくなら)、議員諸氏が市民の付託に 応えていないことを自覚されており、その恥ずかしさを隠すために「自らの身を切 る改革」を装っていると思えてしまいます。そのように思わせないような真剣で真 摯な改革案作りに再チャレンジして下さい。慌てる乞食は貰いが少ない(拙速)の言 葉は今も生きています。 定数削減は、市政から市民の声を切り離す愚策中の愚策。 12 財政的な側面から見直すなら、政務活動費などの見直しから徹底すべき。 年々国立市議会の議員定数が減り、市民の相談窓口になってくれる市議会議員さん 13 が少なくなり、市民が市からのサービスを受けずらくなっています。もっと、市議 会議員さんの人数を増やして下さい。 国立市の議員の定数は年々削減傾向にあります。それは民主主義の破壊の道です。 14 経費削減を理由に議員定数を今以上に削減するのは間違っています。多種多様な意 見を反映してこそ、市民の議会になっていきます。議員の定数削減には絶対に反対 します。

15 パブリックコメントの送信先が分からないのでこちらに送ります。

議会定数削減について、定数を決めるのに議員だけでの多数決で決めるべきではないと思います。決める前に、広く市民に知らせ市民の意見を聞き、削減に賛成、反対のそれぞれの議員の意見を市民が聞く場を複数回、設けてほしい。市民への説明会1回のみでは都合悪く参加できない人もいる。市報、ネット上でのお知らせだけでは、市民に知らせたからよいということにはならない。議員定数は拙速に決めることではないと思います。丁寧な手順を踏んでほしいです。

16 (4)議員定数(現行定数 22 名)定数を削減する

・欠員1名が生じている現状の21人で、議会運営に問題は起きていないと認識しているとあるが、根拠を示していない。また、議会運営に問題は起きていないかどうかは、議員ではなく、有権者が判断すること。このような見解を出すこと自体が、今回の委員会審議のしかたが不適切なものであることを示している。

17 (1) 政務活動費について

現段階で全議員が行っている研修・調査活動の報告書を読む機会が国立市ではどこにあるのか?その活動は事前に何の研修に行くのか、費用がいくらかかるのか?を公開しているのか。増額要望についての根拠が不十分すぎる。増額の要望をするのであれば根拠を事細かく公開してから要望をおこなってほしい。民間では研修など仕事に役立つことなどは自腹で費用を出し事前に申し込みする旨を報告してから参加している現実を議員はどう思って考えているのか?も全議員から報告回答を聞きたい。市議会だよりで各議員の欄で、全ての議員の研修・調査活動の研修・活動内容、研修費・活動費について報告を載せるなどして、透明で開かれた議会を目指し、議員の誠実さを示してほしい。

(2)議員報酬について

現状でも高いと考える。ボランティア活動であればより良いと考える。議員は何を 目的とし誰のために行うのかわかっているはずなので、お金のために行っているの ではないだろう。 報酬を上げろの要望をするのであれば議員を辞めて報酬を多く もらう場へ行くべきである。議員は報酬のために働くのではないはずであるから。

(3)期末手当について

(2) のコメントと同じく議員に期末手当も必要ないと考える。その分の費用をゴミ処理のために、特にプラごみの処理のために使ってほしい。(2) と同じで議員は報酬のために働くのではないはずであるから。期末手当や報酬の増額を考えるのであれば、もう議員として違う方向へ考えが向かっているように思える。

(4)議員定数削減について

議員削減はよいと思う。報酬を現行より低く抑えると意味で。市の予算の人件費を けずるという意味では議員の削減はよいと考える。議員が減ったからその分の費用

を議員に分配するなんてことには絶対にしないでほしい。あくまで人数だけの話しにすべき。

以上コメントとして送ります。回答は議会だよりや市報に「すべてのパブリックコメントとその回答」 を載せることを要望します。個別に回答をしないと提示されているので。

18 市議会議の皆さまの日頃の活動と住民のために議会をより良くするためのご尽力に敬意を表します。

11月10日の江藤俊昭教授のお話では、国立市議会が住民自治のために働くルールづくりをされていることを「他市にない特徴」と評価されていました。

また「議会費」は、住民のために働くためにあり「議会運営」は、「住民の福祉の向上」に繋げていくあり方が求められるとの指摘にとても共感しました。

その上に立って私の意見を述べます。

①政務活動費については、国立市の現状一万円では、議会活動に必要な「研修や視察・調査」が十分にできないと考えます。従って「月2万円に増額する」のは賛成です。

②議員報酬 49 万円(年820万円)は、市民の所得状況との比較で考えれば、「値上げはすべきではない」と考えます。また、議員の場合、退職金はなく現在は年金もなくなっている状況も踏まえ、現時点では、現在の議員報酬を維持すべきと考えます。

③役職加算は、市職員の場合役職に応じて加算しているものです。市議会議員の場合も、議長・副議長・常任委員会などには既に、手当が支給されています。それに加えて、全議員に20%の加算をするということは、市民的に納得できるものではありません。従って「役職加算は廃止すべき」だと考えます。

④議員定数22名の削減については、反対です。

地方議会は、地方公共団体の意思決定機関であり、住民を代表して審議決定するのですから全住民を代表するにふさわしい議員数が必要です。

住民要求は、現代社会において多種多様です。多様な住民福祉の向上に応える議会にするためには、若年層や女性など様々な議員が進出できるようにする必要があります。

また、国立市議会条例の前文で掲げているように、国立市は文教地区運動以来の住民自治の歴史をもつまちです。多様な市民参加、地域民主主義をさらに発展させてゆくためには、議員削減は逆行するものです。

江藤教授は、住民自治の根幹は議会であると述べられ、委員会では少なくとも7人から8人は必要で議長と合わせて22人は必要と述べられました。

議員定数削減ではなく、多様な住民の福祉向上に応える議会にするために一層のご 尽力を期待します。

19	①政活費について1万円は安すぎる。これでは有権者に対する報告さえできないと
	思う。何もしない議員は低くてもいいかもしれないがきちんと活動する人には低す
	ぎます。
	②議員定数について、現状で多いとは思わない。民主主義とは短に多数決ではなく、
	少数の意見をも尊重することであるから、LGBTのこともあるが、いろんな考え
	の人の代弁者として少数派は必要。
	何もやらずに議会削減のみやる人は自身がやめるべきでは。
20	(1) から(3) については概ね了解できることです。特に政務活動費について
	は、これまで月1万円だったことが驚きです。
	(4) については明確に反対です。市議は、広く市民の声を拾い上げ、市の抱える問
	題点に着目し、その解決策を模索するにおいて、人数が少なければその機能が損な
	われます。また、市議の人数が減ることは、市民の意見を代表する人数が減ずるこ
	とから、市民の権利をも縮小させることと考えます。これ以上市議の定数を減らす
	ことに強く反対するものです。
	近年、国政に置いても「身を切る改革」という言葉をしばしば耳にします。国立市
	議会でもそのような声が聞かれますが、私は「身を切る改革」がしたいのならば、
	定数を減らすよりは議員報酬を減ずる方がよほど「身を切る改革」になると思われ
	ます。権利を侵害する定数削減をしたいのならば、それは市民に敵対する行為です。
	身を切りたいのならば、どうか(2)の議員報酬改革に着手されるようお願いします。
21	市議会議員の仕事は市民生活をより良くするための潤滑油のようなものと考えま
	す。少子高齢化社会の到来、子供の貧困問題等テレビ等で度々とりあげられます。
	こんな社会状況の中、議員定数削減を唱えている方々はどのように様々な問題に取
	り組んでいかれるのでしょう。
	議員削減が必要と思われる方は議員の仕事をどのようにお考えですか。
	議員定数削減には反対します。
22	④議員定数
	"定数を削減するについて"、私は現行定数22名に賛成します。国立市民の多数な
	意見がまだまだくみとられていないと感じています。(例、幼稚園にかかる費用が高
	く、近所で府中の幼稚園に通わせている人がいます。)
	②議員報酬は高すぎると思います。
23	①この資料は 11/5 に配達されました。〆切りが 11/11 では短すぎます。
	②議員定数の削減には疑問を感じます。人口が増えているのになぜ定数を減らすの
	でしょうか。私が国立市に住みはじめた頃は、定数は24名ありました。
24	『議会改革に関する意見募集 (パブリックコメント)』として以下を市民の意見とし
	て提出します。

1.「政務活動費について 月1万円増額し、月2万円とする」について

○政務活動費は他自治体への訪問や市民に市政に関する動きを印刷物等※でお知らせ配布するためにも、議員にとって必要不可欠なものと思います。上限月額10万円まで使用可とし、使用した経費をホームページで公開すればよいと思います。一方で、毎月定額支給というのは使途が不透明と感じます。

※SNS、インターネットに載せているということのみでは告知としては不十分。 紙媒体でのお知らせは不可欠である。

2. 「議員報酬について 月49万円(年820万円)の現状を維持する」について 〇議員のインセンティブとして、議員報酬を市議会議員選挙の投票率と連動させる。 例)

投票率が60%だった場合→議員報酬を月額60万円とする 投票率が46%だった場合→議員報酬を月額46万円とする

議員の仕事は、①広く市民の意見、声を代弁する ②行政の議会チェック ③市民 にわかりやすく市政を報告する(市民の市政に対する関心を持ってもらう)、の3つ があると思います。議員が連携・一体となって、①②③に取り組めば、市民から「良い仕事していると思う」となり、投票率※が上がり、それが議員のモチベーション・アップにもなるのではないでしょうか。 投票率が低いというのは、「議員の仕事が わからない」、「市議に期待していない」ということに他なりません。議員から市民への市政に関する説明が不足していることと関係しています。

※国立市は他自治体に比べて投票率が高い。市民の市政に対する関心や市議に対する期待が大きいと感じる。

- 3. 「議員定数(現行定数22名)定数を削減する」について
- ○議会運営の総費用が"一定"であれば、50人でもよいと思います。
- 1)議員数が少なくなるということは、市民の一票が希釈「市政が身近な存在とならない」、「市政が市民から遠のく」ような気がします。
- 2) 民生・児童委員の方も議会票※を持つべきだと思います。(ただし、定例議会での発言権、一般質問は議員のみ可とする)
- 3) 4年に一度の選挙ではなくて、可能であれば、2年で半数の入替制となれば、 より民意が反映されると感じています。
- ※議決権はポイント制にするなど。各議員に10ポイント、民生・児童委員は1ポイントを付与するなど。
- 4. 事務局にお願い

市政に興味を持ってもらうために、選挙に行ったら

『50人に1人、国立市内の飲食店で使える1万円のクーポン券の当たりくじあり!』

といった、ユニークな選挙制度を企画するなど、市政を盛り上げてください。

議会費検証部会 パブリックコメント回答

パブリックコメントの期間が短かったにもかかわらず、議会費のテーマに対し、24 名の方からご意見を頂きました。ありがとうございました。部会ではそのご意見を5項目に分類しましたので以下の通り回答申し上げます。

24 通りのご意見を、部会の全委員が読んでおりますので、5項目に分類する失礼をお赦し下さい。

1 パブリックコメントの期間が短いのではないか。

ご指摘の通り、私たちの部会も、パブリックコメントの期間が短かったと認識しています。本来は議会便り8月5日号か10月に臨時号を出して掲載する予定でしたが、部会での慎重な議論を行っていたため11月になってしまいました。 部会では、議員間の討議や質疑を行い、言いっ放しにせず、異なる意見にも真摯に向き合うことを目標に、活発な討議を行いました。そのため、窮屈な日程になった結果、市民の方から、4項目すべてに意見を出したかったのに、1つしか出せなかったなどのご意見を頂いています。市議会に対するもどかしさ、不満、そして期待など、十分なご意見を伺える期間がなかったことを真摯に反省し、お詫び致します。

2 議員の中には仕事に活発でない人がいる。アウトカムに乏しい。

議員は市民から要望や意見を聴いて行政に政策提案するほか、地域での活動、 文化や体育の普及、その他の分野の発展に取り組んでいます。その内容が市民 に見えない点は、当部会報告書の『議員とは何か』の中で、「市民は議員の存在、 仕事の内容が分からず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減 の声につながっているのではないかとの意見も出されました。」に明記してあり ます。ご意見を頂いたことを真摯に受け止め、各議員に伝達したとともに、今 後の議員活動の充実に励んで参ります。

3 政務活動費の評価の仕組み

毎年、市議会議員は会派ごとに報告書を市当局に提出しています。そこには使った内容、自己評価、市民に対してどのような効果があったのか明記しています。ただし、市民への公表や、市民が内容を評価するところまでは至っていません。他市では市民向けの視察報告会を開いているところもありますので研究したいと思います。なお、各会派の視察報告は冊子「くにたち市議会」の中に掲載し、市議会のHPに掲載してありますのでご覧いただけると幸いです。

4 議員定数の妥当性の根拠

議員定数は地方自治法第91条1項により、人口ごとに定数が定められています。国立町が市政施行した際、人口5万9千人で法律上の議員定数は36名でしたが、当時の議会は財政規模や議場の制約を考慮し、議員定数を30名としました。同条2項では、議会が条例を定め議員定数を減少させることができるとしていますので、その時々の市民の意向を議会が慎重に判断し、現在に至っています。そのため、議員の定数を減らしてほしいという市民の声と、現状の定数を維持してほしいという市民の声を受け、議会が判断したものであり、他市との横並びや国や都の基準を準拠しているものではありません。なお、現在では議員定数に上限や下限は設定されていません。

5 政務活動費・議員報酬・期末手当・議員定数について

今期の議会改革特別委員会の議会費検証部会は、地域民主主義の発展のため、 憲法や地方自治法で定められた二元代表制の意味、議員の固有の権能を市民の ために十分発揮するに必要な政務活動費、議員報酬、期末手当、議員定数のあ り方を議論しています。

そのため、議会費を削減するという前提は持っていません。広く市民の声を 拾い、市の抱える問題点に着目し解決策を模索したり、少子高齢化や子供の貧 困など多様な問題に対応できる議会であるため、皆さまから頂いたご意見をふ まえ、さらに議論して参ります。